

## 平成24年度統計法施行状況審議結果整理票（案）

審議テーマ（関係WG）	現行基本計画の該当項目（概要）
事業所母集団データベースの整備 （第1WG・第3WG）	<p>第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべく施策</p> <p>2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項</p> <p>(2) ビジネスレジスターの構築・利活用</p> <p>◇ 本文には、母集団情報の整備のため、経済センサスー基礎調査の実施、行政記録情報を活用した母集団情報の更新等の必要性を記述</p> <p>◇ 別表には、①経済センサスー基礎調査による企業の親子関係の把握、②業種名、従業者数、事業所数等の定期的照会、③雇用保険適用事業所設置届及び労働保険関係成立届からの新設、廃止事業所の把握、④大規模調査の結果、EDINET情報、産業財産権と企業の登記情報の照合、事業所・企業識別番号と日本輸出入者標準コードの照合のビジネスレジスターへの活用の検討について記述</p>
平成24年度統計法施行状況報告の概要	○ 平成24年度においては、事業所母集団データベースシステムの運用開始、行政記録情報に基づく新設法人の把握に係る定期的な照会、平成26年経済センサスー基礎調査に係る統計委員会への諮問等の取組が行われており、平成26年経済センサスー基礎調査への対応を除き「実施済」の自己評価
平成24年度統計法施行状況報告の評価	<p>○ 事業所母集団データベースの整備については、おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成している。</p> <p>○ また、同データベースは、経済統計や労働統計等の分野における効率的な統計の作成・精度向上等において重要なシステムと位置付けられることから、更なる取組の充実発展を図るべき。</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方	<p>○ 事業所母集団データベースシステムは、平成25年1月から運用を開始しており、今後は、データの蓄積や利活用の推進を図ることが必要。</p> <p>○ 公的統計の整備に当たって、効率性のみならず、統計の質の確保・向上という観点からも重要な事項であり、関係府省の協力の下に進めていく必要があるため、次期基本計画でも重点的に対応。</p> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <p>① 継続して実施すべき取組（年次フレームの作成、共通事業所コードの保持等）については、関係府省の協力の下、今後も継続的に実施する。</p> <p>② 事業所母集団データベースにおける今後の母集団情報の整備に当たっては、母集団情報を把握する統計調査から、新たな行政記録情報や民間情報の活用、「事業所・企業照会」業務の拡充・精度向上を図ることに重点を置いた取組を推進する。</p> <p>③ 事業所母集団データベースを活用した「事業所・企業実態統計」の作成及び提供に加え、事業所・企業の異動状況や産業の成長・衰退等に着目した統計の作成についても検討を進める。</p>
備考（留意点）	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所母集団データベースは、これからデータの蓄積を順次図っていく段階であり、調査票情報以外の情報も含むことから、利用範囲の拡大については、ニーズを踏まえつつ段階的かつ慎重な検討が必要。</li> <li>現行基本計画の下、事業所母集団データベースの登録情報と他のデータベース等の企業情報との照合作業を実施していることから、順次可能なものから情報の相互利用を図っていく予定。</li> <li>第1ワーキンググループの報告のうち、事業所母集団データベースに関連する事項については、最終的には一体的に整理する予定。</li> </ul>

